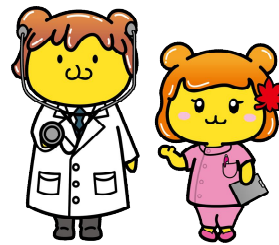


県外等で定期予防接種を受けられる方へ

秩父市定期予防接種費用補助金（償還払い）について



県外での里帰り出産や入院などの理由により、やむを得ず秩父郡市内の委託医療機関以外で定期予防接種を受ける方を対象に、予防接種費用の一部を補助します。補助を受けるためには、**接種前に申込みをし、「定期予防接種依頼書」の交付を受ける必要があります。**

秩父郡市内の委託医療機関以外で定期予防接種を希望される方は、**必ず接種を受ける前に保健センターにご相談ください。**

※「定期予防接種依頼書」とは、秩父市が実際に接種を行う医療機関に対して、定期予防接種の実施を依頼する書類です。依頼をした予防接種により、万が一重大な健康被害が生じた場合には、秩父市が事務手続きを行うという内容のものです。

※秩父郡市内の予防接種委託医療機関は、「秩父市健康カレンダー」に記載してあります。

◆対象となる方

接種当日に秩父市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方のうち、秩父郡市内の予防接種委託医療機関での接種が困難な方

- (1) 里帰り出産等のため、お子さんが一時的に市外に滞在している方
- (2) 疾病等により入院し、又は通院している方であって、当該予防接種を受ける方の健康管理上、その入院又は通院する医療機関において予防接種を受けることが適当であると認められる方
- (3) 市外の施設等に入所している方
- (4) その他やむを得ない理由により、委託医療機関以外の医療機関において予防接種を受けることについて相当の理由があると認められる方（例：主治医が県外の医療機関など）

◆対象となる定期予防接種

※ただし、定期予防接種依頼書の交付を受け、対象年齢や適切な接種間隔を守って、接種したものに限りま

（妊婦の予防接種）

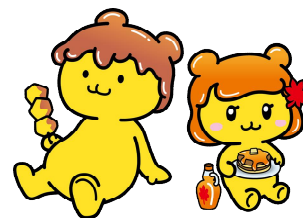
RSウイルス

（子どもの予防接種）

ロタウイルス・B型肝炎・小児用肺炎球菌・五種混合・ヒブ・不活化ポリオ・BCG・麻しん風しん混合・水痘・日本脳炎・二種混合・HPV（子宮頸がん）

（高齢者の予防接種）

带状疱疹・肺炎球菌・高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症



（裏面に続きます）

◆助成の内容

「市で定めている上限額」と「実際の接種費用の額」を比較し、どちらか少ない額が助成の対象となります。(予防接種費用が全額無料になるわけではありません。)

※「市で定めている上限額」は、各年度(4月1日から翌年3月31日まで)で変更になる場合があります。接種日時点の年度の上限額が適用になりますので、年度をまたいで複数の予防接種を行う場合は、保健センターにご確認ください。

◆助成金交付の流れ

やむを得ず、委託医療機関以外で定期予防接種を受ける方は、必ず接種を受ける前に保健センターにご相談ください。

1. 接種を受ける前(2週間前まで)に定期予防接種依頼書発行の申し込みをする。

(1)「定期予防接種申込書」に必要事項を記入し、窓口・郵送いずれかの方法で提出してください。

※申込書は、市ホームページからダウンロードできます。

(2)申請から約1週間で「定期予防接種依頼書」、「定期予防接種費用補助金交付申請書」等、必要書類を申請者に郵送します。

※申込書を受理してから依頼書を発行するまでに約1週間かかります。県外等での接種を希望する場合は、早めに手続きをお願いします。

2. 県外等の医療機関で予防接種を受ける。

・接種を受ける際に「定期予防接種依頼書」を提出し、予防接種を受けます。

・接種費用は一度、全額支払っていただき、医療機関から予診票と領収書(接種日・ワクチン名、接種費用が記載されているもの)を忘れずに受け取ってください。

3. 予防接種費用の償還払いの申請をする。

・必要書類(※)を保健センターへ提出してください。(郵送可)

・申請期限は、接種を受けた年度の3月31日までです。

・年度をまたいで接種・申請をする場合は、年度毎に申込手続きが必要です。

※申請にかかる必要書類

定期予防接種費用補助金交付申請書、定期予防接種費用補助金請求書

予診票、領収書の原本(接種日・ワクチン名、接種費用が記載されているもの)

4. 提出後、交付が決定した場合は、「定期予防接種費用補助金交付決定通知書」を郵送します。

5. その後、指定された口座に補助金を振り込みます。

※申請から補助金の振込みまでに1か月程かかりますので、ご了承ください。

◆問い合わせ

秩父市保健センター 予防接種担当

〒368-0013 秩父市永田町4-17

電話 0494-22-0648 FAX 0494-22-5338